

岡山県気候変動適応センター設置要綱

(目的及び設置)

第1条 気候変動適応法（平成30年法律第50号）第13条第1項の規定に基づき、岡山県における気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点として、「岡山県気候変動適応センター」（以下「適応センター」という。）を環境保健センター及び新エネルギー・温暖化対策室に設置する。

(所掌事務)

第2条 適応センターは次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言
- (2) 気候変動適応法第13条第2項の規定に基づく国立環境研究所との情報共有
- (3) 県民や事業者への気候変動適応に関する普及啓発及び県民や事業者からの相談への対応
- (4) 前各号に掲げるもののほか、本県における気候変動適応の推進を支援するために必要な業務

(組織)

第3条 適応センターに、センター長、副センター長及びセンター職員を置く。

- 2 センター長は、環境保健センター所長を充てるものとし、適応センターを総括する。
- 3 副センター長は、新エネルギー・温暖化対策室長を充てるものとし、センター長を補佐する。
- 4 センター職員は、センター長又は副センター長が指名する環境保健センター職員及び新エネルギー・温暖化対策室職員とする。

(庶務)

第4条 適応センターの庶務は、新エネルギー・温暖化対策室において処理する。ただし、次条に係ることについてはこの限りではない。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、適応センターの運営に関して必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この要綱は令和4年4月1日から施行する。